児童手当について -このお知らせは、受給資格者が公務員の方は除きます-

この度、国において児童手当法が改正され、令和6年10月1日に施行されました。
改正に伴い、令和6年10月分(12月支給)の児童手当から変更となります。

●令和6年10月1日時点で美波町に住民票がある方

10月中旬に下記(①～③)の受給該当者に額改定通知書を送付しています。
もし、下記該当者で届いていない方がおられましたら、福祉課までご連絡ください。
①美波町から児童手当を受給中で、高校生のお子さんがいる方
②美波町から児童手当を受給中で、高校生以下のお子さんが3人以上いる方
③美波町から児童手当(特例給付)を受給中だった方

●手続きが必要な方

▶高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)のお子さんのみを養育しており、児童手当を受給していない
▶高校生年代のお子さんと大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)のお子さんを合計3人以上養育している

●支払日

偶数月(年6回)の15日
(15日が土日祝の場合は直前の平日)

●最終期限令和7年3月31日(必着)

最終期限までに提出いただいた方は、10月分まで遡って支給いたします。ただし、最終期限以降に申請された方は遡って支給ができませんのでご注意ください。
令和6年10月31日(必着)までに申請いただいた方は、令和6年12月支給でお支払いしておりますのでご確認ください。

●支払通知書

制度改正に伴い、令和６年 12 月から支払通知書の送付は廃止といたします。児童手当の支給状況は通帳等でご確認ください。
なお、支給額に変更がある場合や受給資格が消滅する場合は、別途通知を送付します。

●お子さんが就職されている場合

▶高校生年代　父母等がお子さんを監護し、かつ生計を同じくしている場合には対象となります。
▶大学生年代　監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当分の負担をしている事実があれば、多子加算のカウント対象となります。
また、「子が働いており、収入がある場合」や「子が一人暮らししている場合」についても同様にお考えください。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

通学定期購入費・宿舎使用料の助成

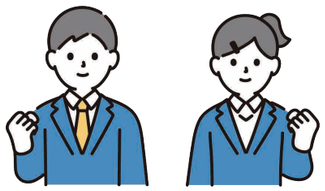

高等学校等への通学定期購入費・宿舎使用料の一部を助成します。

●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校･特別支援学校高等部高等専門学校、専修学校（高等課程に限る)、テクノスクール等に通学する方の保護者。

●助成期間

原則３年間

●助成金額

▶自宅から通学：発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の 1/2 以内
▶宿舎から通学：徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の 1/2 以内
※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする
※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする

●手続きの流れ

1）申請書に今年度在学していることが確認できる書類を添付して美波町教育委員会へ提出
2）助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
3）指定の請求書に通学定期の購入・宿舎使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
4）助成金を指定口座に交付

【注意事項】
※年度ごとに申請が必要です。
※申請書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。
　また、QR コードからダウンロードできます。
※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。
※令和６年度分の請求は令和７年３月 31 日（月）までとします。

必要書類は
こちらから→

令和６年度就学援助制度
新入学児童生徒準備費の入学前支給

令和７年度の小・中学校入学予定者の「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月に支給します。

●対象となる方　※以下の条件にすべて該当する方

▶小学校新1年生の保護者
・美波町内に住所があり、お子さんが美波町内の小学校に入学予定の方
・「新入学児童生徒準備費受給申請書」を提出された方
・令和６年度就学援助制度で「準要保護」に該当する方
▶中学校新1年生の保護者
・令和７年2月1日現在、令和６年度就学援助制度で「準要保護」の認定を受けている方

●支給の内容　※支給金額は変更となる場合があります。

支給金額	支給日	支給方法
小学校新1年生:57,060円 中学校新1年生:63,000円	入学前の3月下旬	申請者の口座へ振り込み

●申請方法

▶小学校新1年生の保護者　「新入学児童生徒準備費受給申請書兼同意書」に記入し、令和6年12月27日(金)までに教育委員会へ提出してください。
※申請書は、教育委員会(日和佐公民館2階)・由岐公民館にあります。
▶中学校新1年生の保護者　令和6年度就学援助制度において「準要保護」の認定を受けた方は、申請を行う必要はありません。

【注意事項】
※新入学児童生徒準備費の支給を受けた場合でも、令和７年度就学援助制度を希望する場合には新たに申請していただく必要があります。
※新入学児童生徒準備費の支給を受けた方は、入学後の令和７年度就学援助制度の新入学児童生徒学用品費は対象となりません。
※新入学児童生徒準備費を申請しなかった場合でも、令和７年度就学援助制度で4月1日認定をされた方には、入学後5月下旬に新入学児童生徒学用品費を支給します。

【お問い合わせ】美波町教育委員会☎ 0884-77-3620